筑後川下流総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書

筑後川下流総合管理所（福岡導水事業所を除く。以下「当事務所」という。）における工事、測量建設コンサルタント業務、物品の購入及び軽微な役務業務（以下「物品購入等」という。）の調達について、下記のとおり実施します。

記

１　対象範囲

予定価格が１００万円以下（消費税を含む。）の物品購入等であり、かつ、参加条件において技術的適性を必要としない案件とする。

２　定義

この説明書においてオープンカウンターとは、物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当事務所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

３　参加者に必要な資格等

⑴　独立行政法人水資源機構建設工事、測量建設コンサルタント及び物品製造等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録がある者であること。

ただし、有資格業者名簿に登録されていない者の参加を認める場合がある。

⑵　該当案件の掲示の日から見積書提出期限の日までの間、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成６年５月３１日６経契第４４３号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でない者であること。

⑶　⑴及び⑵の他、募集案件において参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

⑷　⑴から⑶までに掲げるものの他、案件の性質により、地域要件等の参加資格要件を定めることが出来る。

⑸　当事務所から記１２に定める見積の参加制限を受けていない者であること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、当機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続していない者であること。

⑺　別途定めるオープンカウンター試行実施説明書により当該方式による見積合わせである旨を承諾した者であること。

⑻　その他案件ごとに必要に応じて定める資格を有している者であること。

4　見積の依頼

⑴　見積の依頼は、当事務所ホームページへの見積依頼書（様式１）の掲示により行うものとする。

⑵　仕様書、数量表その他見積に必要な資料（以下「仕様書等」という。）の交付は、当事務所ホームページからのダウンロードにより行うものとする。

⑶　見積依頼書等をダウンロードした者は、見積依頼書等の交付受領書（様式２）を提出するものとする。

5　見積期間

見積合わせを行う日は、当該掲示を開始した日の翌日から起算して、工事及び測量建設コンサルタント業務においては原則４日以上、物品の購入及び軽微な役務業務においては原則８日以上設けることとする。ただし、急を要するときは、その期間を短縮する場合がある。

6　見積依頼書等に対する質問

⑴　仕様書等に関する質問は、書面（様式は任意）により受け付けるものとし、見積依頼書に記載する質問書提出期限までに提出するものとする。

⑵　提出方法は電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。

⑶　質問書に対する回答の閲覧期間は、原則として、質問書の受付期間の翌日から開始し、見積合わせの前日に終了するものとする。

⑷　質問書に対する回答の閲覧方法は、機構ホームページからのダウンロードによるものとする。

⑸　物品の購入に関し、仕様書等に参考物品を提示している場合は、参考物品以外の同等品による参加を認めるが、同等品に該当するか事前に電話で問い合わせること。

7　見積書の様式、徴取等

⑴　見積書の様式は参加者の任意のものとする。

⑵　見積書の徴取は、電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送により行うものとする。

⑶　見積書の日付は、見積書を作成した日を記入するものとする。

⑷　見積書を受理した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取り消しはできない。また、見積誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積の無効を主張することはできない。

8　見積徴取立会について

見積徴取は見積依頼書において指定した日時に機構職員立会のもと行うため、参加者

の立会は求めない。

9　無効の見積

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

⑴　参加資格要件を満たさない者が提出した見積書

⑵　提出期限以降に到着した見積書

⑶　指定した方法以外の方法により提出された見積書

⑷　指定した場所以外の場所に到着した見積書

⑸　記名押印を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積書）

⑹　金額を表示していない又は金額を訂正した見積書

⑺　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

⑻　同一業者が重複して提出した全ての見積書

⑼　明らかに連合によると認められる見積書

⑽　その他オープンカウンターの参加条件に違反して提出された見積書

10　見積の決定

⑴　有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積もった者と契約を締結することとする。

⑵　同価見積があった場合は、「くじ」により契約締結の相手方を決定するものとする。

⑶　見積回数は２回を限度とする。第１回の見積合わせにおいて契約の相手方が決定しなかった場合、再度見積に移行する。再度見積の日時等については、見積依頼書に明示し、２回目に移行した旨を第１回の見積参加者あて電話又はファクシミリ装置で連絡するものとする。

⑷　見積書の提出期限までに見積書の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内の見積が無い場合は、オープンカウンター方式による見積合わせは成立しないこととする。その場合は別途選定した業者に見積を依頼し、見積合わせを行うものとする。

11　決定の通知

契約の相手方として決定した者に対してのみ通知することとし、次の方法により行うものとする。

⑴　決定の通知に当たっては、決定通知書により通知する。

⑵　決定通知書の交付は、ファクシミリ装置による通信により行うものとする。

⑶　見積結果の公表は行わないこととするが、見積結果について参加者より問い合わせがあった場合には、契約締結者名及び契約金額について口頭で回答するものとする。

12　見積の参加制限

当事務所が発注した業務の請負契約において、過去２年以内に次の⑴から⑺までのいずれかに該当する者は見積に参加できない。

⑴　契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にした者

⑵　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑶　契約締結予定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

⑷　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

⑸　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑹　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした者

⑺　その他、当事務所において不適当と認めた者

13　その他

⑴　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通過に限る。

⑵　見積書作成に要する費用は、参加者の負担とする。

⑶　当事務所の都合により、見積の延期又は中止をすることがある。

附則

この説明書は、令和５年８月９日から実施する。

この説明書は、令和５年１０月３日から実施する。